

伊 勢 市 公 報

第 19 号
平成 18 年 8 月 21 日
月 曜 日

目 次

	頁
告 示	
平成 18 年度補正予算の要領について	2
平成 18 年度補正予算の要領について	22
選挙管理委員会告示	
在外選挙人名簿関係	40
・ 在外選挙人名簿登録者の縦覧場所について	40
・ 転出による選挙人名簿の抹消について	41
上下水道事業告示	
伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	42
伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定の取消しについて	43
伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	44
伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	45
公 告	
農用地利用集積計画の作成について	46
都市公園の供用開始について	47
伊勢都市計画の変更に係る都市計画の案の縦覧について	48
犬の抑留について	49
犬の抑留について	50
犬の抑留について	51

伊勢市告示第 74 号

平成 18 年 6 月 29 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 18 年度補正予

算の要領は、次のとおりです。

平成 18 年 8 月 10 日

伊勢市長 森 下 隆 生

平成 1 8 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 1 号）

平成 1 8 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額 3 7 , 4 8 1 , 1 9 0 千円は変更せず、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳入	合計	37,481,190	0	37,481,190

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		368,316	289	368,027
	1 議会費	368,316	289	368,027
2 総務費		4,062,954	9,643	4,053,311
	1 総務管理費	3,152,418	6,512	3,145,906
	3 徴税費	500,392	1,799	498,593
	4 戸籍住民基本台帳費	202,494	730	201,764
	5 選挙費	109,093	271	108,822
	6 統計調査費	28,010	218	27,792
	7 監査委員費	31,734	113	31,621
3 民生費		12,454,510	8,397	12,446,113
	1 社会福祉費	2,899,732	1,253	2,898,479
	2 老人福祉費	2,634,060	869	2,633,191
	3 児童福祉費	4,629,835	5,814	4,624,021
	4 生活保護費	2,186,118	307	2,185,811
	5 人権政策費	86,928	208	86,720
	6 国民年金事務費	17,837	54	17,891
4 衛生費		4,384,811	5,061	4,379,750

	1 保健衛生費	2,274,236	743	2,273,493
	2 清掃費	2,110,575	4,318	2,106,257
6 農林水産業費		475,212	975	474,237
	1 農業費	417,559	849	416,710
	2 林業費	13,749	9	13,758
	3 水産業費	43,904	135	43,769
7 商工費		113,586	85	113,501
	1 商工費	113,586	85	113,501
8 観光費		253,824	438	253,386
	1 観光費	253,824	438	253,386
9 土木費		3,880,483	2,052	3,878,431
	1 土木管理費	209,230	759	208,471
	2 道路橋梁費	1,069,831	524	1,069,307
	3 河川費	297,497	256	297,241
	5 都市計画費	2,062,936	426	2,062,510
	6 住宅費	233,303	87	233,216
10 消防費		1,908,409	4,957	1,903,452
	1 消防費	1,908,409	4,957	1,903,452
11 教育費		4,309,952	4,807	4,305,145

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 教育総務費	705,134	1,268	703,866
	2 小学校費	1,511,672	582	1,511,090
	3 中学校費	543,421	251	543,170
	4 幼稚園費	218,367	598	217,769
	5 社会教育費	516,254	547	515,707
	6 保健体育費	815,104	1,561	813,543
15 予備費		50,000	36,704	86,704
	1 予備費	50,000	36,704	86,704
歳	出	合	計	
		37,481,190	0	37,481,190

平成 1 8 年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

平成 1 8 年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額 1 1 , 4 2 8 , 7 0 9 千円は変更せず、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳入	合計	11,428,709	0	11,428,709

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		255,582	42	255,540
	1 総務管理費	225,901	42	225,859
9 予備費		137,187	42	137,229
	1 予備費	137,187	42	137,229
歳 出	合 計	11,428,709	0	11,428,709

平成 1 8 年度 伊勢市老人保健医療特別会計補正予算（第 1 号）

平成 1 8 年度 伊勢市の老人保健医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 4 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1 , 2 9 3 , 6 0 8 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		916,421	241	916,180
	1 一般会計繰入金	916,421	241	916,180
歳入	合計	11,293,849	241	11,293,608

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		65,509	241	65,268
	1 総務管理費	65,509	241	65,268
歳 出	合 計	11,293,849	241	11,293,608

平成 1 8 年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

平成 1 8 年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6 2 8 千円を減額し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ 8 , 2 6 2 , 1 5 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		1,283,621	628	1,282,993
	1 一般会計繰入金	1,277,395	628	1,276,767
歳入	合計	8,262,780	628	8,262,152

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		271,320	464	270,856
	1 総務管理費	131,848	464	131,384
4 地域支援事業費		141,021	164	140,857
	1 地域支援事業費	141,021	164	140,857
歳 出	合 計	8,262,780	628	8,262,152

平成 18 年度伊勢市病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 平成18年度伊勢市病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位：千円）

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款	病 院 事 業 費 用	7,697,137	11,195	7,685,942
第 1 項	医 業 費 用	7,175,530	11,195	7,164,335

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 3 条 予算第 6 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（単位：千円）

項	目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職 員	給 与 費	3,968,124	11,195	3,956,929

平成18年度 伊勢市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成18年度伊勢市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成18年度伊勢市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(1) 主要な建設改良工事の概要			
イ 配水管新設及び改良工事	833,970 千円	131 千円	833,839 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款 項	支 出		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 水道事業費用	2,897,650	1,043	2,896,607
第1項 営業費用	2,505,320	1,043	2,504,277

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,331,007千円」を「1,330,876千円」に、過年度分損益勘定留保資金等「1,331,007千円」を「1,330,876千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款 項	支 出		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 資本的支出	1,598,537	131	1,598,406
第1項 建設改良費	1,081,714	131	1,081,583

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

款 項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職員給与費	428,908	1,174	427,734

平成 18 年度 伊勢市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 平成 18 年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 平成 18 年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
（４）主要な建設改良工事の概要			
ア 汚水管渠敷設工事	3,402,795 千円	155 千円	3,402,640 千円
エ ポンプ場築造工事	1,416,163 千円	80 千円	1,416,083 千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

款 項	支 出		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第 1 款 下 水 道 事 業 費 用	1,569,734	238	1,569,496
第 1 項 営 業 費 用	1,048,620	238	1,048,382

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「167,271千円」を「167,036千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

		支 出		
款 項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	
第1款 資本的支出	6,431,166	235	6,430,931	
第1項 建設改良費	5,910,966	235	5,910,731	

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職員給与費	312,220	473	311,747

伊勢市告示第 75 号

平成 18 年 7 月 11 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 18 年度補正予

算の要領は、次のとおりです。

平成 18 年 8 月 10 日

伊勢市長 森 下 隆 生

平成 1 8 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 2 号）

平成 1 8 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 , 4 2 2 , 5 6 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 1 , 9 0 3 , 7 5 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 4 条 繰越明許費の追加は、「第 4 表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第 5 条 地方債の追加及び変更は、「第 5 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料		395,755	8,829	386,926
	1 使用料	328,736	8,829	319,907
15 国庫支出金		4,027,516	918,805	4,946,321
	1 国庫負担金	2,779,402	86,320	2,865,722
	2 国庫補助金	1,210,130	832,485	2,042,615
16 県支出金		1,402,671	557,382	1,960,053
	1 県負担金	707,838	90,850	798,688
	2 県補助金	495,482	463,598	959,080
	3 委託金	199,351	2,934	202,285
19 繰入金		291,067	1,354,410	1,645,477
	1 基金繰入金	290,194	1,354,410	1,644,604
20 繰越金		50,000	470,000	520,000
	1 繰越金	50,000	470,000	520,000
21 諸収入		733,877	47,892	781,769
	4 受託事業収入	416	19,800	20,216
	5 雑入	631,281	28,092	659,373

款	項	補正前の額	補正額	計
22 市債		2,937,400	1,082,900	4,020,300
	1 市債	2,937,400	1,082,900	4,020,300
歳	入	合	計	
		37,481,190	4,422,560	41,903,750

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,053,311	362,532	4,415,843
	1 総務管理費	3,145,906	253,772	3,399,678
	2 地域振興費	38,813	99,647	138,460
	3 徴税費	498,593	9,000	507,593
	7 監査委員費	31,621	113	31,734
3 民生費		12,446,113	537,939	12,984,052
	1 社会福祉費	2,898,479	57,039	2,955,518
	2 老人福祉費	2,633,191	33,794	2,666,985
	3 児童福祉費	4,624,021	419,556	5,043,577
	4 生活保護費	2,185,811	26,566	2,212,377
	5 人権政策費	86,720	984	87,704
4 衛生費		4,379,750	93,262	4,473,012
	1 保健衛生費	2,273,493	33,900	2,307,393
	2 清掃費	2,106,257	59,362	2,165,619
5 労働費		173,744	6,468	167,276
	1 労働諸費	173,744	6,468	167,276
6 農林水産業費		474,237	829,944	1,304,181

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 農業費	416,710	567,891	984,601
	2 林業費	13,758	35,756	49,514
	3 水産業費	43,769	226,297	270,066
7 商工費		113,501	63,888	177,389
	1 商工費	113,501	63,888	177,389
8 観光費		253,386	57,870	311,256
	1 観光費	253,386	57,870	311,256
9 土木費		3,878,431	2,115,110	5,993,541
	1 土木管理費	208,471	1,038	207,433
	2 道路橋梁費	1,069,307	676,992	1,746,299
	3 河川費	297,241	314,519	611,760
	4 港湾海岸費	7,686	880	8,566
	5 都市計画費	2,062,510	999,193	3,061,703
	6 住宅費	233,216	124,564	357,780
10 消防費		1,903,452	89,053	1,992,505
	1 消防費	1,903,452	89,053	1,992,505
11 教育費		4,305,145	316,134	4,621,279

	1 教育総務費	703,866	108,256	812,122
	2 小学校費	1,511,090	54,332	1,565,422
	3 中学校費	543,170	33,779	576,949
	4 幼稚園費	217,769	2,111	219,880
	5 社会教育費	515,707	67,668	583,375
	6 保健体育費	813,543	49,988	863,531
15 予備費		86,704	36,704	50,000
	1 予備費	86,704	36,704	50,000
歳	出	合	計	
		37,481,190	4,422,560	41,903,750

第 2 表 継続費補正
変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
11 教育費	2 小学校費	有緝小学校 校舎改築事業	千円 1,068,676	平成 17 年度	千円 399,803	千円 1,069,164	平成 17 年度	千円 399,803
				平成 18 年度	668,873		平成 18 年度	669,361

第 3 表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
伊勢市福祉健康センター管理運営委託	平成 19 年 4 月 1 日 平成 23 年 3 月 31 日	千円 301,158
伊勢市中心身障害者授産施設管理運営委託	平成 19 年 4 月 1 日 平成 23 年 3 月 31 日	146,040
伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター 管 理 運 営 委 託	平成 19 年 4 月 1 日 平成 23 年 3 月 31 日	228,031

事 項	期 間	限 度 額
伊勢市みなとデイサービスセンター 管 理 運 営 委 託	平成19年 4月 1日 平成23年 3月 31日	千円 11,024
伊勢市二見こども未来クラブ管理運営委託	平成19年 4月 1日 平成23年 3月 31日	40,311
伊勢市小俣児童館及び伊勢市明野児童館 管 理 運 営 委 託	平成19年 4月 1日 平成23年 3月 31日	116,978
サンライフ伊勢管理運営委託	平成19年 4月 1日 平成23年 3月 31日	22,328
伊勢市二見地域農産物等活用型 総合交流促進施設管理運営委託	平成19年 4月 1日 平成23年 3月 31日	190,936
伊勢市二見健康管理増進センター 管 理 運 営 委 託	平成19年 4月 1日 平成23年 3月 31日	1,800
賓日館管理運営委託	平成19年 4月 1日 平成23年 3月 31日	49,600
伊勢市平家の里利用施設管理運営委託	平成19年 4月 1日 平成21年 3月 31日	10,292

事 項	期 間	限 度 額
神社「海の駅」駅舎管理運営委託	平成19年 4月 1日 平成21年 3月 31日	千円 3,772
伊勢市立高麗広公民館管理運営委託	平成19年 4月 1日 平成23年 3月 31日	3,200
伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館 管 理 運 営 委 託	平成19年 4月 1日 平成21年 3月 31日	3,788
伊勢河崎商人館管理運営委託	平成19年 4月 1日 平成21年 3月 31日	8,780

第4表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	大湊地区コミュニティセンター新築事業	千円 29,369

第5表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一 宇 郷 総 合 整 備 事 業 債	千円 68,600	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び公 営企業金融公庫資金につい て、利率の見直しを行った 後においては当該見直し後 の利率)	政府資金・特定資金及び金融公庫資 金についてはその融通条件により、銀行 その他の場合にはその債権者との協定 によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換えすることができる。
橋 梁 耐 震 対 策 事 業 債	32,400			
臨 時 河 川 等 整 備 事 業 債	83,400			
排 水 路 改 良 事 業 債	83,900			
レクリエーション・スポーツ施設整備事業債	10,500			
都 市 下 水 路 事 業 債	36,300			
やさしい公園づくり事業債	13,500			
漁 港 整 備 事 業 債	22,500			
海 岸 局 部 改 良 事 業 債	26,500			
農 道 整 備 事 業 債	10,500			
農業用排水路整備事業債	9,700			
ふるさと農道整備事業債	53,000			
国 土 保 全 対 策 事 業 債	19,200			
計	470,000			

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時地方道整備事業債	千円 82,000	証書借入 又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金・特定資金及び金融公庫資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 414,000	証書借入 又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金・特定資金及び金融公庫資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
防衛施設周辺整備事業債	12,800				40,200			
まちづくり交付金事業債	17,900				106,300			
市町村合併特例事業債	545,300				661,600			
街なみ環境整備事業債	23,300				49,300			
公営住宅建設事業債	27,300				50,100			

平成 1 8 年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

平成 1 8 年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額 1 1 , 4 2 8 , 7 0 9 千円は変更せず、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		4,392,363	266,199	4,126,164
	1 国民健康保険料	4,392,363	266,199	4,126,164
4 療養給付費等交付金		2,454,501	66,199	2,520,700
	1 療養給付費等交付金	2,454,501	66,199	2,520,700
8 繰入金		893,644	200,000	1,093,644
	2 基金繰入金	219,455	200,000	419,455
歳入	合計	11,428,709	0	11,428,709

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		8,188,650	0	8,188,650
	1 療養諸費	7,426,013	0	7,426,013
	2 高額療養費	656,123	0	656,123
	3 移送費	3,014	0	3,014
歳 出	合 計	11,428,709	0	11,428,709

平成18年度 伊勢市水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成18年度伊勢市水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 平成18年度伊勢市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

収		入	
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	267,530	48,300	315,830
第2項 企業債	0	48,300	48,300

(単位 千円)

支		出	
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	1,598,406	48,300	1,646,706
第2項 償還金	516,823	48,300	565,123

(企業債)

第3条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり追加する。

起債の目的	限度額 (単位 千円)	起債の方法	利率	償還の方法
公営企業借換債	48,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借 り入れる政府資金及び公営企業 金融公庫資金について、利率の 見直しを行った後においては、 当該見直し後の利率)	政府資金及び金融公庫資金については、その融通 条件により、銀行その他の場合には、その債権者との 協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限 を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えする ことができる。

伊勢市選管告示第 83 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 6 第 1 項にかかる在外選挙人

名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 18 年 8 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

縦覧場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室
（休日は、本庁舎 1 階守衛室）

（参 考）

縦覧期間 9 月 3 日（日）から同月 7 日（木）までの 5 日間
（公職選挙法施行令第 23 条の 11）

伊勢市選管告示第 84 号

当市の在外選挙人名簿に登録されている下記の者について、国内の市区町村において新たに住民票が作成され表示をしてから平成 18 年 7 月 21 日現在で 4 箇月を経過したので、在外選挙人名簿から抹消しました。

平成 18 年 8 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

氏 名	性別	生 年 月 日	住民票作成年月日	住民票作成 市区町村名
中川 智子	女	昭和 52 年 11 月 29 日	平成 18 年 3 月 20 日	三重県伊勢市

伊勢市上下水道事業告示第 51 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号)第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 18 年 8 月 3 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
286	高川設備	伊勢市神社港 449 番地 1	平成 18 年 7 月 12 日

伊勢市上下水道事業告示第 52 号

次の工事店は、指定の有効期間満了に際し、伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号)第 8 条第 1 項の規定による指定の更新がなされなかったため、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 18 年 8 月 3 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所在地	有効期間 満了年月日
小俣 180	フジタ電化住設	度会郡玉城町妙法寺 623 番地 1	平成 18 年 7 月 10 日

伊勢市上下水道事業告示第 53 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号)第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 18 年 8 月 3 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
287	江森建設	伊勢市船江 2 丁目 21 番 15 号	平成 18 年 7 月 21 日

伊勢市上下水道事業告示第 54 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号)第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 18 年 8 月 14 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事業者名	所在地	指定年月日
250	橋爪設備工業	伊勢市小俣町相合 971 番地 2	平成 18 年 8 月 8 日

伊勢市公告第 40 号

農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 18 年 8 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画(利用権設定)

利用権を設定する人	利用権の設定を受ける人	利用権設定面積	備考
4 人	2 人	12,827 m ²	5 年
1 人	1 人	5,965 m ²	10 年

伊勢市公告第 41 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

平成 18 年 8 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

名 称	位 置	区 域(m ²)
野村公園	伊勢市野村町字里前 5560 番 3、5564 番 及び 5565 番	2,101.00

供用開始の期日 平成 18 年 8 月 1 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間

伊勢市公告第 42 号

伊勢都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

平成 18 年 8 月 2 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 都市計画の種類

伊勢都市計画公園

2・2・61 号うえやま公園

2・2・62 号高向西公園

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

4 縦覧期間

自 平成 18 年 8 月 3 日（木）

至 平成 18 年 8 月 17 日（木）

5 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市公告第 43 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 18 年 8 月 7 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市川端町	雑種	こげ茶	雄	大	成犬	

2 抑留した日 平成 18 年 8 月 4 日

3 抑留期限 平成 18 年 8 月 10 日

4 連絡先

伊勢市生活環境部環境政策課(電話 0596-21-5540)

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室(衛生指導課)(電話 0596-27-5151)

伊勢市公告第 44 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 18 年 8 月 15 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市尾上町	雑種	白黒茶	雄	中	成犬	

2 抑留した日 平成 18 年 8 月 14 日

3 抑留期限 平成 18 年 8 月 17 日

4 連絡先

伊勢市生活環境部環境政策課(電話 0596-21-5540)

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室(衛生指導課)(電話 0596-27-5151)

伊勢市公告第 45 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 18 年 8 月 15 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市楠部	雑種	茶白	雄	中	成犬	

2 抑留した日 平成 18 年 8 月 15 日

3 抑留期限 平成 18 年 8 月 17 日

4 連絡先

伊勢市生活環境部環境政策課(電話 0596-21-5540)

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室(衛生指導課)(電話 0596-27-5151)